

EU 経済的威圧措置を抑止するための規則の採択

ヨーロッパ / 独禁/通商・経済安全保障ニューズレター

2023年11月6日号

執筆者:

[桜田 雄紀](#)

y.sakurada@nishimura.com

[大和田 華子](#)

h.ohwada@nishimura.com

[吉井 一希](#)

k.yoshii@nishimura.com

[平家 正博](#)

m.heike@nishimura.com

[小川 慶](#)

k.ogawa@nishimura.com

1. 反経済的威圧措置規則の採択

欧州議会及び閣僚理事会は、それぞれ2023年10月3日及び2023年10月23日に、第三国による経済的威圧措置を抑止するための規則（Regulation of the European Parliament and of the Council on the protection of the Union and its Member States from economic coercion by third countries、本稿では「**反経済的威圧措置規則**」又は「**本規則**」という。）を採択した¹。本規則は、2023年11月23日に予定されている署名手続を経て、欧州連合官報に掲載されることが予定されており²、官報掲載後20日後に発効する³。

経済的威圧とは、一般に、ある国が他国に対して、通商や投資に影響を与える措置を適用し、又は適用すると威嚇することによって経済的圧力を加え、他国の政策に影響を及ぼそうとする行為を言うが、本規則は、貿易と投資が「武器」として活用される地政学的状況において、EUとEU加盟国の主権を保護し、EUにとって第三国からの経済的威圧を抑止するための手段となることが期待されている⁴。

以下、**2.** 本規則の概要、**3.** 本規則導入の背景、**4.** 企業への影響と示唆について説明する。

2. 本規則の概要

(1) 経済的威圧措置

本規則において、「経済的威圧措置」は、①第三国が、EU又はEU加盟国による特定の行為の中止、変更

¹ European Parliament, “[MEPs adopt new trade tool to defend EU from economic blackmail](#)” (3 October 2023); Council of the EU, “[Trade: Council adopts a regulation to protect the EU from third-country economic coercion](#)” (23 October 2023). 全文は[リンク](#)よりアクセス可能。

² 前掲脚注1。

³ 本規則20条。

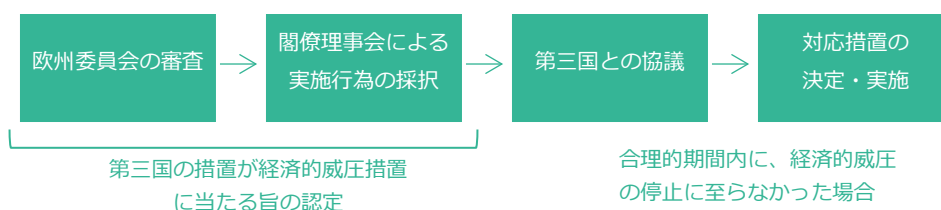
⁴ 前掲脚注1。

又は採用を阻止若しくは獲得するために、②貿易若しくは投資に影響を与える措置を適用し、又は適用を威嚇することによって、③EU 又は EU 加盟国の正当な主権的選択を妨害することとして定義されている⁵。具体的には、EU の貿易相手国が、EU による法的取組を方向付け、又は措置の導入自体を阻止するため、追加的・差別的な輸入関税の導入、ビジネスに必要な認可の意図的な遅延・拒否、特定の EU 加盟国の製品に対する差別的な選択的国境検査・安全検査、国家主導のボイコット等の措置を採ることが想定されている⁶。

欧州委員会が本規則の草案とともに公表した影響評価報告書は、経済的威圧の例として、以下を含む事例を挙げている⁷。

- ・ 2020 年、豪州が、Covid-19 の発生源等について独立した調査を求めていたところ、中国は、オーストラリア産大麦に対して、計 80%のアンチダンピング関税及び補助金相殺関税を課した。
- ・ 2019 年、EU が、パーム油を輸送用燃料として規制上取り扱ったところ、インドネシアは、EU からの蒸留酒、ワイン及び乳製品の輸入を阻害した。
- ・ 2015 年、オランダが、マレーシア航空 MH17 便墜落事故へのロシア政府の支援する関係者の関与等を指摘したところ、同時期に、ロシアは、オランダに対して、オランダ産の花の輸入を禁止すると威嚇した。

(2) 経済的威圧措置への対応措置



本規則の下では、まず、欧州委員会が、第三国の措置が経済的威圧措置に該当するかどうか、職権又は正当な根拠のある申請に基づき、審査を行う⁸。審査の結果、欧州委員会が第三国の措置を経済的威圧措置として認定した場合、欧州委員会は、閣僚理事会に対して、当該第三国措置が経済的威圧措置に当たることを決定する実施行為（implementing act）を提案する⁹。また、欧州委員会は、適切な場合、閣僚理事会に対して、EU に対する損害を補償することを第三国に求める決定（実施行為）を提案する¹⁰。閣僚理事会は、欧

⁵ 本規則 2 条 1 項。

⁶ European Commission, “[Questions and Answers: Commission proposal for an Anti-Coercion Instrument](#)” (8 December 2021).

⁷ European Commission, “[COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT IMPACT ASSESSMENT REPORT Accompanying the document Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on the protection of the Union and its Member States from economic coercion by third countries](#)” (8 December 2021).

⁸ 本規則 4 条。

⁹ 本規則 5 条 1 項。

¹⁰ 本規則 5 条 2 項。

州委員会のこれらの提案を受けて、特定多数決方式で実施行為を採択する¹¹。閣僚理事会は、特定多数決によって、欧州委員会の提案を修正することもできる¹²。

以上の手続を踏まえ、第三国措置が経済的威圧措置に当たるとを決定する実施行為が採択された場合、第一段階として、当該第三国との対話による経済的威圧の停止（及び損害の補償）が目指される。欧州委員会は、まず、当該第三国に対して通知するとともに、経済的威圧の停止（及び損害の補償）を要請する¹³。また、欧州委員会は、当該第三国との直接交渉、紛争解決手続、調停といった手段を検討しつつ、第三国との協議を通じて経済的威圧の停止（及び損害の補償）を求めるとともに、関連する国際フォーラムに問題提起を行う¹⁴。さらに、欧州委員会は、同一又は同様の経済的威圧の影響を受けている他国と協議又は協力し、情報共有、国際フォーラムでの協調、経済的威圧への対応に関する協調などを行う¹⁵。

欧州委員会は、①こうした手段を採っても、合理的期間内に、経済的威圧の停止（及び損害の補償）に至らなかった場合であって、②EU 及び EU 加盟国の利益及び権利を守るために必要であり、かつ③EU の利益になる場合、EU 加盟国の代表で構成される委員会による審査手続における特定多数決を得て、EU の対応措置（response measure）を定めた実施行為を採択する¹⁶。さらに、欧州委員会は、実施行為の採択時に、原則として、当該第三国に対して経済的威圧を速やかに停止（及び損害を補償）するよう求め、解決策を交渉するよう申し出るとともに、経済的威圧を停止し（損害を補償し）ない限り対応措置が適用されることを通告する¹⁷。

本規則は、対応措置として採り得る措置として、以下を含む、幅広い措置を掲げている¹⁸。

- 関税の賦課
- 輸出入の制限
- 第三国の物品又は役務若しくはこれらの供給者の公共調達からの排除・制限
- サービスや対内直接投資の制限
- 知的財産権の保護の制限
- 銀行・保険業務の制限
- 化学又は衛生植物検疫に係る規制の導入・強化

¹¹ 本規則 5 条 5 項。

¹² 前掲脚注 11。

¹³ 本規則 5 条 9 項及び 10 項。

¹⁴ 本規則 6 条 1 項及び 2 項。

¹⁵ 本規則 7 条。

¹⁶ 本規則 8 条 1 項及び 18 条 2 項並びに [規則 182/2011](#) 第 5 条 1 項及び 2 項。

¹⁷ 本規則 8 条 7 項。

¹⁸ 本規則 8 条 2 項及び附属書 I。

3. 本規則導入の背景

輸入関税の引き上げ、自国又は自国経済圏への輸入制限、原材料の輸出制限などの経済的な手法を利用して他国の政策・措置の変更を迫るという方法は、第二次世界大戦の一因でもあるように、従前から行われている。このような方法は、発動国・対象国双方の貿易を縮小させ、経済的利益を損ない、ひいては世界貿易の発展を阻害するものとなりかねないことから、WTO 協定により、WTO 協定がカバーする範囲での経済的手法を用いた他国への威圧は禁止された（一方的措置の禁止）。これにより WTO 協定上の利益が害されたか否かの判断は、WTO の紛争解決手続に拠らなければ行うことができない旨明文化された¹⁹。

上記の歴史的背景からすれば、経済的威圧に対処するためには WTO の紛争解決手続を利用することが想定されているものと考えべきであり、実際に、WTO 紛争解決手続が利用された事件として、過去には、日本、米国及び EU が中国に対して申立てを行っていた「中国－レアアース・タングステン・モリブデンの輸出規制措置」事件が、近時でも豪州が中国に対して申立てを行った「中国－豪州産ワインに対する AD 措置及び相殺関税措置」事件、EU が中国に対して申立てを行った「中国－物品及びサービスに関する貿易上の懸念」事件などが存在する。

しかし、WTO 紛争解決手続の上訴審に相当する上級委員会は、2019 年 12 月以降、全て空席となり、審理を行うことができない事態となっている²⁰。また、対象国による経済的威圧の立証の困難性や、最終的な解消措置の履行は発動国に委ねられているといった問題が存在する²¹。

そのため、近時では、このようなグローバルな仕組みを補完するものとして、経済的威圧への対抗措置について活発に議論されている。

EU においても、EU 及び EU 加盟国の権利及び利益を守るために、第三国による経済的威圧を抑止し、これに対抗するための適切な手段を EU が保有することが不可欠であるとして、検討が進められていた²²。

この点、第三国による EU 加盟国への経済的威圧については、対象となった特定の EU 加盟国が EU レベルではなく、国内法により単独で対応することも想定される。もっとも、EU 機能条約（Treaty on the Functioning of the European Union）207 条によって EU に権限が与えられた共通通商政策の分野については²³、EU 加盟国単独での措置は認められず、EU レベルでのみ行動することが許されると解されている。そのため、EU においては、第三国による経済的威圧に対抗するための手段を（各 EU 加盟国レベルではな

¹⁹ 紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 23 条。

²⁰ 経済産業省「WTO 上級委員会の機能停止下の政策対応研究会中間報告書」（2022 年 6 月）2 頁。

²¹ WTO 紛争解決手続によって解決できる内容にも一定の制限がある。すなわち、WTO 紛争解決手続は、WTO 協定違反のみが法的評価の基礎及び主張となるものであり、国際慣習法上の威圧やその違法性に関する問題に対応するものではない。したがって、WTO 紛争解決手続は、EU が、（WTO 協定に基づく権利に対する侵害からの防衛ではなく、）第三国が EU の内政や外交に強制的に干渉しないという国際法上明確な権利に対する侵害から自らを防衛することを目的として創設する反強制手段に代わるものではない（European Commission, “COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT IMPACT ASSESSMENT REPORT Accompanying the document Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on the protection of the Union and its Member States from economic coercion by third countries” (8 December 2021) p. 23.)。

²² 本規則前文(6)乃至(8)。

²³ 関税率の変更、物品・サービスの貿易に関する関税協定及び貿易協定の締結、並びに知的財産、外国直接投資、自由化措置における統一性の達成、輸出政策、ダンピング・補助金などの貿易保護措置などに関する共通通商政策は、EU の統一原則に基づくこととされている（EU 機能条約 207 条 1 項）。

く) EU レベルで構築することが必要と考えられている²⁴。

このような EU レベルでの対応の必要性については、リトアニアに台湾代表事務所が開設されたことに対して、中国によるリトアニア製品の輸入制限等の措置が採られた際²⁵、EU が、2022 年 1 月、当該措置がリトアニアのみならず EU 市場にも悪影響を与えているとして WTO 紛争解決手続に基づく協議の申立てを行ったことから確認できる^{26 27}。この一件を受けて、ドムブロウスキス欧州委員会上級副委員長は、「今回の事態は、EU と EU 加盟国が意図的な経済的威圧の標的になった場合に対応するための適切な手段を備える必要性をさらに浮き彫りにした。」と発言している²⁸。

本規則は、経済的威圧に対する効果的、効率的かつ迅速な EU の対応を確保することを目的とする。特に、EU 又は EU 加盟国が、第三国による経済的威圧を抑止し、最終手段として、EU が定めた対応措置を通じて第三国による経済的威圧に対抗できるような構成となっている²⁹。

なお、経済的威圧への対抗措置については、EU 以外でも以下のとおり検討が進められている。各国が経済的威圧の問題を強く問題視している理由には、経済安全保障上の問題に加えて、経済的威圧を 1990 年代以降に積み上げてきた国際レジームへの攻撃と見なしているという側面もあるように思われる。

- 米国では、2022 年 7 月、経済的威圧を受けた同盟国等への経済的支援、威圧を実施した国等への対抗措置等を規定した経済的威圧対抗法案が提出され、2023 年 2 月に再提出されている³⁰。
- G7 では、2023 年 4 月 4 日付けの「G7 貿易大臣声明」³¹、同 5 月 20 日付けの「経済的強靱性及び経済安全保障に関する G7 首脳声明」³²、同 6 月 9 日付けの「貿易関連の経済的威圧及び非市場的政策・慣行に対する共同宣言」³³、同 10 月 29 日付けの「G7 貿易大臣声明」³⁴等において、経済的威圧への懸念を示し、連携を強化していく姿勢が示されており、また、「経済的威圧に対する調整プラットフォーム」の立ち上げも合意されている。

日本では、経済産業省が設置する「経済安全保障に関する産業・技術基盤強化のための有識者会議」³⁵に

²⁴ 本規則前文(10)。

²⁵ FINANCIAL TIMES, "[Lithuania tests the EU's resolve on Chinese economic coercion](#)" (13 February 2022).

²⁶ European Commission, "[EU refers China to the WTO following its trade restrictions on Lithuania](#)" (27 January 2022).

²⁷ EU は、2022 年 12 月、WTO に対してパネルの設置を要請している。European Commission, "[EU requests two WTO panels against China: trade restrictions on Lithuania and high-tech patents](#)" (7 December 2022).

²⁸ European Commission, "[Statement by Executive Vice-President Valdis Dombrovskis on Launch of Case at World Trade Organization](#)" (27 January 2022).

²⁹ 本規則前文(8)。

³⁰ Chris Coons, "[Senators Coons, Young reintroduce bill to counter economic coercion of allies and partners](#)" (8 February 2023).

³¹ 外務省「[G7 貿易大臣声明](#)」(2023 年 4 月 4 日)

³² 外務省「[経済的強靱性及び経済安全保障に関する G7 首脳声明](#)」(2023 年 5 月 20 日)

³³ 外務省「[貿易関連の経済的威圧及び非市場的政策・慣行に対する共同宣言](#)」(2023 年 6 月 9 日)

³⁴ 外務省「[G7 貿易大臣声明](#)」(2023 年 10 月 29 日)

³⁵ 経済産業省「[経済安全保障政策](#)」

において、産業支援策及び産業防衛策を有機的に連携させながら、有志国・地域とともに、国益を守るためのアクションプランの検討が進められている。そして、2023年10月31日付けで公表された経済産業省のアクションプラン案では、経済的威圧への対応の重要性について言及しつつ、平時においては、強靱なサプライチェーンの実現を通じて特定国への過剰依存の解消を行うとともに、経済的威圧を受けた時は、JETRO・NEXI等の支援を強化して威圧被害企業への救済を図るとともに、いずれの場合にもその他の必要な具体的措置を国際法に沿った形で適切に検討することとしている³⁶。

4. 企業への影響と示唆

(1) 企業への影響

前記1で述べたとおり、本規則は、2023年11月下旬に欧州連合官報に掲載され、その20日後に発効する予定である。

本規則で定める対応措置については、審査開始から発動に至るまでの間、個別企業が関与する方法がいくつか想定されるところ、経済的威圧及びその対応措置が国際的に大きな影響を与える可能性がある以上、EU域内に所在する企業はもちろんのこと、EU域外に所在する企業も、自衛又は有効活用のために、その手続を把握しておくことは有益である（ただし、個別企業が実効的に関与することが可能か否かは、今後の運用も注視しながら判断すべきである。）。

第1に想定される方法は、経済的威圧の審査開始に係る申請である。本規則は、第三国の措置が経済的威圧措置に該当するかについて、欧州委員会が職権で審査を開始できることのほか、正当な根拠のある申請によっても審査を開始できることを定めており、その申請適格について、制限を設けていない³⁷。

第2に想定される方法は、経済的威圧の審査段階での情報提供である。本規則は、欧州委員会が審査を行うに当たっては、「信頼に足る情報源」から収集された、根拠あるあらゆる情報に基づいてこれを行うことを定めつつ、「信頼に足る情報源」の代表例として、EU加盟国、欧州議会に加え、事業者及び労働組合を挙げている³⁸。

第3に想定される方法は、欧州委員会による利害関係者との相談手続への参加である。本規則は、欧州委員会が、経済的威圧への対応措置の採用又は変更に先立ち、欧州域内の事業者に対する経済的影響に関する情報及び意見を求めなければならない、あるいは、当該対応措置の延長又は終了に先立ち、そのような情報及び意見を求めることができるとし、これを利害関係者に対する告知と相談によって行わなければならない旨を規定している³⁹。本規則は、この利害関係者の典型例として、対応措置の影響を受ける可能性のある事業者や労働組合を代表する団体等を挙げている。

(2) 日本企業への示唆

経済的威圧に対し、EUによる幅広い対応措置を可能にした本規則は、当該措置が直接的にはEU又はEU

³⁶ 経済産業省「[経済安全保障に係る産業・技術基盤強化アクションプラン](#)」（2023年10月31日時点版）

³⁷ 本規則4条1項。

³⁸ 本規則4条2項。

³⁹ 本規則13条1項、2項。

加盟国への影響防止を目的とするものであり、また、一義的には第三国との対話による経済的威圧の停止が指向されているものではあるが、実際に対応措置が執られた場合には、日本企業が行う取引やサプライチェーンにも影響を及ぼし得る。

経済的威圧に対抗する取組みとしては、大要、①サプライチェーンの強靱化（特定国への依存度の引き下げ）、②経済的威圧を受けた産業に対する経済的な支援、③WTOなどの国際枠組みの活用や国際的なルールに基づく対応⁴⁰、及び④経済的威圧を行った国への対抗措置に分類できる。本規則は、③の取組では必ずしも実効的な対応が容易でないという認識のもと、④の枠組みを設けたものといえる。本規則は、対応措置について、審査、第三国との協議、比例原則に基づいた対応措置の実施といったプロセスを透明化し、関係者の予測可能性を高めるフレームワークを提供するものともいえ、経済的威圧への対抗措置のあり方に関する議論の土台として一定の役割を果たすことが期待される。ただ一方で、本規則は、運用の在り方次第でEU域内外へ大きな影響を与え得る仕組みであることから、今後、どのような事情をもって「経済的威圧」を認定して対応措置が発動されるのか、実際にどのような対応措置が選択されるのか等、日本企業としても、その動向をプロアクティブに把握していくべきものともいえる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報室 newsletter@nishimura.com

⁴⁰ 経済産業省のアクションプラン案では、WTO 改革（上級委員会の機能の回復等）、WTO 等の枠組みの活用（各種貿易救済措置、紛争処理制度（DS）、多国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）を含む）、日米経済版「2+2」や G7 の活用（G7 経済的威圧調整プラットフォーム、G7 貿易大臣会合）、経済的威圧を受けた場合に、相手国にとってレピュテーションコストが発生するようその他の国へメッセージングを行うことが挙げられている。